

別表第1（第5条関係）

事 務 事 業 評 価 シ ー ト

評価対象年度 平成 20 年度

【事務事業の基本的事項】

事 務 事 業 名	田沢湖デイサービスセンター一般管理費					
担 当 課 係 名	長寿子育て 課		長寿いきがい 係	作成者	浅利 浩子	
総 合 計 画 で の 位 置 づ け	施策の大綱	すべての生命を慈しむ健康福祉のまち			総合計画の ページ	
	基本計画	高齢者福祉と介護保険事業の充実				
	主要施策	介護サービスの確保			54	
予 算 費 目	介護保険特別 会計	1 款 総務費		1 項 施設管理費	1 目 一般管理費	
事 業 期 間	平成 年度 ～ 平成 年度			新規／継続の区分		継続
性 質 区 分	☒ 市民サービス ☐ 公共事業 ☐ 施設維持管理 ☐ 補助金 ☐ 内部管理					
根 拠 法 令 等	仙北市デイサービスセンター条例					
事 務 区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務					
運 営 方 法	☐ 直 営 ☒ 直営（一部民間委託） ☐ 民間委託(全部) ☐ 補 助					

【事務事業の実施内容】

事業の対象 (誰のため・何を)	介護保険法に定める居宅介護サービス及び居宅支援サービスの受給資格者に対し、通所による居宅サービスを提供する。
事業の目的・意図 (どういう状態にしたいのか)	デイサービスセンターへ通うことにより社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、高齢者等の福祉の増進に資するものとする。
事業の内容 (どのような業務、活動を行うのか)	在宅の要援護高齢者等に対し、デイサービスセンターに通い食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行っている。

【事務事業の推移】

	項 目			単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	
効果	活動指標	年間延利用者数	目標	人	3,700	4,000	4,100	
			実績	人	3,607	3,969	4,050	
			達成度	%	97.5%	99.2%	98.8%	
	成果指標	一日平均利用者数	目標	人	15	16	17	
			実績	人	14	15	16	
			達成度	%	92.7%	93.8%	94.1%	
投下コスト	項 目		総事業費		18年度決算額(千円)	19年度決算額(千円)	20年度決算額(千円)	
	事業費（人件費を除く）(A)				32,590	32,467	36,598	
	人 件 費 (B)		—		1,571	1,614	1,585	
	職 員 数		—		0.20	0.20	0.20	
	職 員 平 均 人 件 費		—		7,853	8,071	7,925	
	(A) + (B) 投下コスト				34,161	34,081	38,183	
	財源内訳	国 庫 支 出 金						
		県 支 出 金						
		地 方 債						
		そ の 他						
		一 般 財 源				34,161	34,081	38,183
	単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—		9,471	8,587	9,428
		市民1人当たりのコスト(円)		—		1,071	1,084	1,230

【事務事業の今までの成果】

管理運営等を委託し、デイサービスセンターを効率的に運用して利用者へサービスを提供している。

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	医療や介護が必要な状態になっても自宅や地域で療養したいという高齢者の意向が最大限尊重できる体制を構築できるように「秋田県地域ケア体制整備構想」が策定されている。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	住み慣れた自宅や地域で暮らす事ができるよう、在宅サービスの充実を図って欲しい。

【一次評価】

判 定	事 業 の 方 向 性	判 定 に 至 っ た 理 由
B 2	A 現状のまま継続（実施）	現在は利用者数も増加傾向にあり、管理運営等を委託で行っているが、来年度以降は指定管理者制度へ移行して運営する予定である。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

22年度中に指定管理者制度へ移行し、委託料を削減する。また在宅サービス事業を充実し在宅の高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指す。

【二次評価】

判 定	判 定 に 至 っ た 理 由
C 2	民間事業者においても提供可能なサービスであるところから、行政が担うべき範囲を考慮の上、指定管理期間（平成22年度～平成26年度）中に存廃方針を明らかにすべきと考えます。

一次評価診断図

